

第17回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

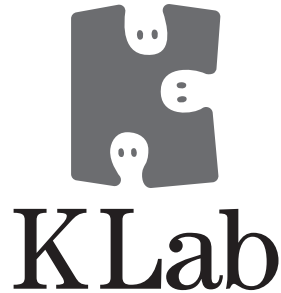
2017年3月25日（土曜日）
午後1時00分

場 所

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ49
タワーホール

決議事項

取締役（監査等委員である取締役
を除く）4名選任の件



Web招集通知のご案内



本招集通知をウェブサイ
トに掲載しており、右記
関連コンテンツもご覧い
ただけます。

<http://srd.db.jp/3656/>

関連 コン テン ツ

- 議決権行使サイト
- 弊社IR情報
- ゲーム発表会のライブ配信
 - ▶ 2017年3月25日（土）午後4時00分 配信開始予定
- 株主様向けアンケート

株主様向けアンケートご協力をお願い

株主の皆様の声をお聞かせいただくため、アンケートへのご協力をお願いいたします。



- 左記QRコードまたは下記URLにアクセスしていただき、キャンペーンコードをご入力の上ご回答ください
- ご回答をいただいた方の中から、抽選で100名様へ後日薄謝（クオカード）を進呈させていただきます

<https://smartweb.eventissimo.jp/public/seminar/view/85>
キャンペーンコード 8945

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号

KLab株式会社

代表取締役社長 真田 哲弥

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2017年3月24日（金曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

●インターネットによる議決権行使に際しましては、後記3頁から4頁まで記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年3月25日（土曜日）午後1時00分
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項 (1)第17期（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2)第17期（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

4. ご 案 内

代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
1. 当日は開会間際の混雑緩和のため、早めにご来場くださいますよう、お願い申し上げます。受付開始時刻は、正午を予定しております。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。
3. 連結注記表及び個別注記表につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.klab.com/jp/>）に掲載させていただきます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合につきましても、当社ウェブサイト（<http://www.klab.com/jp/>）に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2017年3月24日（金曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDF ファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®又は、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※ Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® 及 び Adobe® Reader® は 米 国 Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

以 上

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(自 2016年1月1日)
(至 2016年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

業績の分析

①売上高、費用及びその他の分析

当連結会計年度における売上高は19,599,729千円となりました。当社主要ゲームタイトルの売上分析は以下のとおりです。

- ・「ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル」は、スクールアイドルユニット「Aqours」の正式参加を含む2016年7月の大型アップデート以降、TVアニメ「ラブライブ！サンシャイン!!」に連動したキャンペーンやユーザー数全世界3000万人突破記念に伴うセット販売、その他商材の投入により、好調な売上を計上しました。
- ・「BLEACH Brave Souls」日本語版は、配信1周年記念キャンペーン及び人気キャラクターの提供が好評でした。2016年1月にリリースしたグローバル版も、人気キャラクターの提供その他商材の投入により、各国でセールスランキングを伸ばしており、日本語版を上回る売上を計上しました。
- ・株式会社バンダイナムコエンターテインメントから配信中の「テイルズ オブ アスタリア」は、配信2周年記念キャンペーンや他人気ゲームタイトルとのコラボレーション施策、その他商材の投入により、好調な売上を計上しました。
- ・「天空のクラフトフリート」は、2016年10月に大型アップデートを実施し、他人気コンテンツとのコラボレーション施策、その他商材の投入により、好調な売上を計上しました。

費用面の分析は以下のとおりです。

- ・売上原価は14,407,606千円となりました。ゲーム開発にかかる労務費が減少したほか、ゲーム事業の売上高の減少に伴い使用料及び支払手数料が減少しました。一方でゲーム開発支援金及びイベント事業関連費用を計上したことに伴い、外注費及び業務委託費が増加しました。
- ・販売費及び一般管理費は3,917,392千円となりました。コストの圧縮のため人件費を削減したほか、広告宣伝費や試作費が減少しました。

営業外費用は、為替差損388,910千円を計上しました。これは当社グループが保有する外貨建債権債務に関して、当期末時点の為替相場で評価替を行ったこ

と等により発生したものです。

その他、主に以下の要因により、特別損失1,310,270千円を計上しました。

- ・「パズルワンダーランド」及び「Age of Empires: World Domination」の減損処理
- ・オフショア開発拠点 (KLab Cyscorpions, Inc.) の整理損
- ・投資有価証券評価損

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高19,599,729千円（前期比6.3%減）、営業利益1,274,730千円（前期比42.0%減）、経常利益830,452千円（前期比56.7%減）、親会社株主に帰属する当期純損失814,124千円となりました。

② セグメント別の業績は、次のとおりです。

ゲーム事業

売上高	19,283,908千円
セグメント利益	5,437,064千円

その他

売上高	315,820千円
セグメント損失（△）	△244,940千円

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は1,124,654千円であり、その主な内容はゲーム事業に供するソフトウェアの開発費等1,031,295千円であります。

- ① 当連結会計年度に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第14期 2013年12月期	第15期 2014年12月期	第16期 2015年12月期	第17期 (当連結会計年度) 2016年12月期
売 上 高(千円)	20,993,462	21,374,646	20,913,099	19,599,729
経 常 利 益(千円)	△941,847	2,564,028	1,919,495	830,452
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	△2,563,825	1,793,239	700,457	△814,124
1株当たり当期純利益(円)	△93.58	52.15	19.26	△22.26
総 資 産(千円)	8,697,635	12,731,335	12,633,172	12,133,520
純 資 産(千円)	4,007,397	9,075,873	9,867,256	9,130,804
1株当たり純資産額(円)	124.07	249.71	269.26	248.50

(注) 1. △印は、損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第14期 2013年12月期	第15期 2014年12月期	第16期 2015年12月期	第17期 (当事業年度) 2016年12月期
売 上 高(千円)	17,093,175	20,215,905	19,875,997	19,340,161
経 常 利 益(千円)	△730,221	2,858,045	2,180,059	1,367,448
当 期 純 利 益(千円)	△2,791,173	1,593,982	820,027	△827,200
1株当たり当期純利益(円)	△101.88	46.35	22.54	△22.62
総 資 産(千円)	8,262,369	12,374,781	12,260,225	11,696,643
純 資 産(千円)	3,882,338	8,790,112	9,614,052	8,864,957
1株当たり純資産額(円)	120.42	242.95	263.32	241.28

(注) 1. △印は、損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループが、現時点で認識している課題は、以下のとおりです。

①ヒット率の向上

当社グループの企業価値向上のためには、モバイルオンラインゲームのヒット率を上げ収益を拡大させることが重要であると認識しています。

早い段階からのゲームレビューを繰り返し、ヒットの可能性が低いと判断したゲームは開発を中止し、ヒットの可能性が高いタイトルへ開発リソースを集中させることにより、ヒット率の向上を目指します。

また、人気IPを獲得し、人気IPを用いたゲーム開発を主軸としていきます。自社IPについても、アニメーション、漫画、ライトノベル、音楽などに関連する業界各社と連携し、育成していきます。

②開発費の高騰

業界全体の傾向として、ゲームのリッチ化や高度化による開発期間の長期化並びに開発費の高騰が大きな課題となっています。その反面、モバイルオンラインゲームの小規模事業者が、ゲーム開発からパブリッシングまでを単体で行うことが困難になってきている現状は、当社グループのビジネス拡大のチャンスと認識しています。

外部の開発会社やゲームクリエイターと共同でゲームを開発するなど、開発費用を分担しリスク分散を図っていきます。また同時に、外部の優秀なゲームクリエイターの参画により、一層のヒットを狙っていきます。

③海外展開

当社グループが収益をより一層拡大させていくためには、海外売上高を伸ばすことが課題の一つであると認識しています。

当社は日本の人気漫画やアニメーションをゲーム化し運用することを得意としており、これらのゲームは国内だけでなく海外でも売上を伸ばしてきました。一方で、欧米のIPを活用したゲームタイトルは売上が想定を下回る結果となりました。今後は日本IPを活用したゲームを日本で開発し、海外へリリースしていく方針です。

当社はゲーム開発・運用にあたり国際分業体制を敷いてきましたが、この戦略変更に伴い、2016年にアメリカの拠点を閉鎖し、新たにフィリピンのオフショア開発拠点の撤退を決定しています。

④費用の変動費化

当社が過去にリリースしたゲームタイトルは、その開発のほとんどを社内リソースで賄っていました。開発費の大半は人件費ですので、開発を内製する場

合はそのゲームの売上動向に関わらず、人件費が固定的に発生し続けます。ゲーム売上のボラティリティが高くなってきているのに対し、固定費が高止まりすることは問題であると認識しています。

そこで、海外拠点の閉鎖及び撤退と国内採用数の抑制による人員数の削減、外部開発/パブリッシングの推進、内部開発における外注の多用などにより、外製比率を高めコストを変動費化することにより、売上のボラティリティへの対応力を高めていきます。

⑤マーケティング力のより一層の強化

ユーザーの獲得、ユーザーの復帰並びに収益の拡大のためには、各ゲームタイトルの広告宣伝が不可欠ですが、一方で広告宣伝費が収益を圧迫する大きな要因となっています。

闇雲に広告宣伝をするのではなく、精密にKPI分析と広告の効果測定を行い、より一層効率的なマーケティングを展開していきます。

加えて、当社は現在、国内向けには「KLabGames放送局」を、海外向けには「KLab Games Station」をオンライン動画配信しております。これにより、ファンコミュニケーションの醸成や当社ゲームファンの定着、当社ゲーム継続率の維持及び向上に努めています。

⑥新技術の活用

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、技術革新が絶え間なく行われているため、継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術を研究開発していく必要があると認識しています。

ゲームタイトル毎に編成されるプロジェクトチームとは別に、研究開発の部署と共通基盤開発の部署を設けて、開発を進めています。

⑦サービスの健全性向上と消費者の安全性確保

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、未整備の課題や問題が内在しています。

業界全体が一体となり利用者が安全かつ安心して利用できる環境を提供し続けていくことが、業界に対する信頼性の向上ひいては業界全体の発展に寄与するものと認識しています。

関係機関や同業他社等と適時適切に連携し、ユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるよう、ガイドラインの整備とその実践に取り組んでいきます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	議決権等の 所有割合 (%)	事業の内容
KLab Global Pte. Ltd.	シンガポール	205,450SGD	100%	ゲームのパブリッシング
KLab Entertainment 株式会社	東京都	100,000千円	100%	イベント事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2016年12月31日現在）

区 分	主要な業務の内容
ゲーム事業	スマートフォン向けアプリを中心にモバイルオンラインゲームの企画・開発
その他	大規模・高負荷対応インフラサービスの提供、イベントの企画・開催

(12) 主要な営業所（2016年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市北区
福 岡 事 業 所	福岡県福岡市博多区
仙 台 事 業 所	宮城県仙台市青葉区
岡 山 事 業 所	岡山県岡山市北区

② 子会社等

名 称	所 在 地
KLab Global Pte. Ltd.	シンガポール共和国
KLab America, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州
KLab Cyscorpions, Inc.	フィリピン共和国マニラ首都圏
可来软件开发（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
KLab Entertainment株式会社	東京都港区

(13) 使用人の状況（2016年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減数
682名	△74名

（注） 使用人数にはアルバイト38名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
491名	△25名	32歳	3年10ヶ月

（注） 使用人数にはアルバイト36名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（2016年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額（千円）
三菱UFJ信託銀行株式会社	30,000

2. 会社の株式に関する事項（2016年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 93,618,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,945,500株
- (3) 株主数 22,763名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
真田 哲弥	4,164,400株	11.29%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	719,800株	1.95%
日本証券金融株式会社	577,400株	1.56%
松井証券株式会社	564,900株	1.53%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	532,102株	1.44%
仙石 浩明	400,000株	1.08%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	398,600株	1.08%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	398,100株	1.07%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	393,300株	1.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口3）	393,300株	1.06%

- (注) 1. 発行済株式（自己株式を除く）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。
2. 持株比率は、自己株式（1,070,000株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が147,900株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2016年12月31日現在)

- ・新株予約権等の総数 3,600個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 759,000株
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	回次	払込金額 行使価額 (注) 1.	行使期間	行使の条件	株数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	第5回	無償 267円 (注) 3.	2011年11月27日 ～2019年11月26日	(注) 2.	427,500株 (注) 3.	2名
	第12回	537円 671円	2014年4月26日 ～2026年4月25日	(注) 4.	80,000株	5名
	第14回	400円 531円	2017年4月1日 ～2020年3月31日	(注) 5.	241,000株	5名
取締役(監査等委員)	第12回	537円 671円	2014年4月26日 ～2026年4月25日	(注) 4.	1,500株	1名
	第14回	400円 531円	2017年4月1日 ～2020年3月31日	(注) 5.	9,000株	2名

- (注) 1. 上記の払込金額は1個当たりの金額であり、行使価額は1株当たりの金額であります。なお、第5回新株予約権の1個当たりの目的となる株式数は1,500株であり、第12回新株予約権及び第14回新株予約権の1個当たりの目的となる株式数は100株であります。
2. ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が新株予約権の割当時において当社の重要な取引先の取締役及び使用人であった場合には、当社への業績寄与が高いと判断することができる場合に権利行使を認められるものとする。
- ③ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑤ その他の権利行使の条件については、当社の株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、会社法並びにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、新株予約権者は新株予約権を行使することができる。
3. 上記の行使価額及び株数は、2011年4月21日付の株式分割(普通株式1株を300株に分割)及び2012年2月1日付の株式分割(普通株式1株を5株に分割)を考慮したものであります。

4. ① 新株予約権者は、2014年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書において、連結売上高及び有利子負債残高が次のイに掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち次のロに掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- イ. 2014年12月期の連結貸借対照表上の有利子負債残高が金20億円以下であり、かつ連結売上高が金186億円以上である場合
- ロ. 新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の2分の1までを2015年4月26日から2026年4月25日までの期間に行使することができ、2016年4月26日から2026年4月25日までの期間にすべてを行使することができる。
- ② 新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員又は使用人、当社子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。
- イ. 新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- ロ. 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- ハ. 新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- ニ. 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ホ. 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- ヘ. 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- ト. 新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- チ. 新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑤ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. ① 新株予約権者は、2016年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書）において、2016年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 本新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合には、この限りではない。
 - イ. 本新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ロ. 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ハ. 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ニ. 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ホ. 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ヘ. 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ト. 本新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - チ. 本新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況

区分	名称	行使の条件	目的となる株式の種類及び数	交付者数
使用人	第14回新株予約権	(注)	普通株式242,800株	189名

(注) 行使の条件につきましては、上記「(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」(注) 5に記載のとおりであります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① 当社は、第13回新株予約権が権利行使の条件を欠くこととなったため、2016年3月26日開催の取締役会において、すべての第13回新株予約権の取得及び消却について決議し、2016年3月31日付けで、すべての第13回新株予約権について取得及び消却をいたしました。

② 2016年3月7日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の名称	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
新株予約権割当の対象者	楽天信託株式会社		
新株予約権の数	各回号5,000個、合計15,000個		
目的となる株式の種類及び数	各回号普通株式500,000株、合計1,500,000株		
新株予約権の払込金額	各回号金500円（1個当たり）		
1株当たりの行使価格	各回号金604円		
新株予約権の払込期日	2016年3月31日		
新株予約権の行使期間	2018年5月1日 ～2021年4月30日	2019年5月1日 ～2022年4月30日	2020年5月1日 ～2023年4月30日
新株予約権の行使の条件	(注)		

(注) ① 本新株予約権者は、2016年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書）において、2016年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④ 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

イ. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

ロ. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

ハ. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

ニ. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

ホ. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

ヘ. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

ト. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

チ. 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2016年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
真 田 哲 弥	代表取締役社長（CEO）	KLab Global Pte. Ltd. Director and CEO KLab Entertainment㈱代表取締役
五十嵐 洋 介	取締役副社長（COO）	可来软件开发（上海）有限公司董事長
森 田 英 克	専務取締役（CGO）	可来软件开发（上海）有限公司董事
高 田 和 幸	常務取締役（CFO）	
野 口 太 郎	取締役	KLab Global Pte. Ltd. Director KLab Cyscorpions, Inc. President
井 上 昌 治	社外取締役（監査等委員）	弁護士 ㈱ロングリーチグループ社外取締役 ㈱ザッパラス社外監査役 アララ㈱社外監査役 ㈱SKIYAKI社外取締役 ファーストキッチン㈱社外取締役
吉 田 正 樹	社外取締役（監査等委員）	㈱ワタナベエンターテインメント代表取締役 会長
松 本 浩 介	社外取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の井上昌治氏、吉田正樹氏及び松本浩介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員の井上昌治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 松本浩介氏は、2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役（監査等委員）との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、職務執行を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、法令の規定する額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7名 (2名)	167,300千円 (1,800千円)	(注) 1.
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	11,700千円 (11,700千円)	(注) 2.
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	4,250千円 (4,250千円)	(注) 3.
合 計	13名	183,250千円	—

- (注) 1. 2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において決議された取締役（監査等委員を除く）の報酬年額（総額）は500,000千円以内であります。
2. 2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において決議された取締役（監査等委員）の報酬年額（総額）は50,000千円以内であります。
3. 2011年11月28日開催の第12回定時株主総会において決議された監査役の報酬年額（総額）は40,000千円以内であります。
4. 当社は、2016年3月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況」に記載のとおりとなります。

社外取締役（監査等委員）井上昌治氏は、㈱ロングリーチグループ社外取締役、㈱ザッパラス社外監査役、アララ㈱社外監査役、㈱SKIYAKI社外取締役及びファーストキッチン㈱社外取締役を兼務しております。各社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

社外取締役（監査等委員）吉田正樹氏は、㈱ワタナベエンターテインメント代表取締役会長を兼務しております。なお、同社と当社との間には、特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	井 上 昌 治	当事業年度に開催した取締役会13回すべてに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会3回すべてに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。
取 締 役 (監査等委員)	吉 田 正 樹	当事業年度に開催した取締役会13回中12回出席、また、取締役（監査等委員）就任後に開催した監査等委員会10回すべてに出席し、企業の代表取締役及び取締役等を歴任してきた豊富な事業経験と経営に関する高い見識をもとに発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	松 本 浩 介	取締役（監査等委員）就任後に開催した取締役会10回中9回出席、また、監査等委員会10回すべてに出席し、長年インターネット企業の管理部門の要職を歴任した幅広い見識及び豊富な経験をもとに発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数には、書面決議による取締役会の回数を含めておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務の報酬 28,500千円
- ② 公認会計士法第2条第1項以外の業務の報酬 1,900千円
- ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の合計金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「業務効率化に関する調査業務」についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(6) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(7) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が2015年12月22日付で発表した処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

3ヵ月間の業務の一部の停止命令

（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（2016年1月1日から2016年3月31日まで）

③ 処分理由

社員の過失による虚偽証明

監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、当社は、2005年5月17日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、2006年9月17日、2007年8月19日、2010年8月31日、2015年6月24日及び2016年3月26日開催の取締役会においてその一部を改定いたしました。内部統制システムの基本方針は次のとおりです。

① 当社取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育及び啓発を行い、その執行を徹底及び監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。

ロ. 内部通報規程その他の社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報及び相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。

ハ. 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

ニ. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行に係る取締役会及び経営会議等の重要会議体（以下、「重要会議体等」という。）の議事録等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む）によって適正に作成、保存及び管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。

ロ．事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程及びマニュアルの整備、見直しを行う。

ハ．事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

ニ．内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令又は定款の違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

ホ．社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。

④ 当社取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び適切な業務執行の監督を行う。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な業務執行を行う。

ロ．取締役社長、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。

ハ．業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規則に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

子会社における重要事項については、関係会社管理規程に基づき、予め当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

ロ. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑦ イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（補助使用人）に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び補助使用人に

対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該取締役及び補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

1) 監査等委員会が必要とした場合、取締役会は、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有するものとし、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

ロ、取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人は、法令若しくは定款の違反行為、不正行為、その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人に対して報告を求めることができる。

2) 内部監査及び内部通報制度の運用状況及び結果に関しては、内部監査担当部門は、監査等委員会に対して報告を行う。

ハ、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

1) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役及び監査等委員会に報告するとともに、当社の関係会社管理部門に報告する。

2) 当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

ニ、前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程に基づき、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

ホ、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きそ

の他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

へ、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査担当部門、子会社の監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- 2) 監査等委員は、重要会議等に参加し意見を述べるができるとともに、その議事録を閲覧、謄写することができる。
- 3) 取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見及び情報の交換を行える体制とする。

(2) 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス規程を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修などのコンプライアンス教育を実施するとともに、コンプライアンス相談窓口を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

また、万一コンプライアンス違反が発生した場合においても、早期に発見し、適切に対処することを目的として、内部通報制度を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② 取締役の職務執行について

当社の取締役会は取締役（監査等委員であるものを除く。）5名、監査等委員である取締役3名の計8名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決議事項及び経営方針等の意思決定を行い、重要な業務執行の一部を委任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行い、対応策を検討実施し、取組み状況をチェックしております。

④ 監査等委員会について

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し監査等委員会を定期的に開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は剰余金の配当に関しましては、内部留保とのバランスを保ちながら、安定性の高い収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

当社は、定款第43条に基づき、会社法第459条第1項各号の剰余金の配当等の決定機関は、取締役会としております。

当事業年度の配当につきましては、今後の事業展開や企業体質の一層の強化等のための内部留保に努めるため、配当は実施しておりません。

今後は、株主に対する利益還元の方法として、配当の実施を検討して参ります。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 持株比率の小数点第3位以下は切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,917,717	流 動 負 債	2,999,781
現 金 及 び 預 金	4,660,962	買 掛 金	1,309,807
売 掛 金	2,120,551	未 払 金	400,166
繰 延 税 金 資 産	227,498	未 払 法 人 税 等	17,370
預 け 金	290,208	前 受 金	810,979
そ の 他	618,893	賞 与 引 当 金	92,422
貸 倒 引 当 金	△396	そ の 他	369,035
固 定 資 産	4,215,802	固 定 負 債	2,934
有 形 固 定 資 産	301,618	そ の 他	2,934
建 物	126,137	負 債 合 計	3,002,715
工具、器具及び備品	169,288	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	6,192	株 主 資 本	9,087,803
無 形 固 定 資 産	1,281,448	資 本 金	4,572,322
ソ フ ト ウ ェ ア	166,401	資 本 剰 余 金	4,268,078
ソフトウェア仮勘定	1,112,649	利 益 剰 余 金	1,083,879
の れ ん	1,724	自 己 株 式	△836,477
そ の 他	672	その他の包括利益累計額	22,772
投資その他の資産	2,632,735	その他有価証券評価差額金	△1,439
投 資 有 価 証 券	1,323,414	為 替 換 算 調 整 勘 定	24,212
繰 延 税 金 資 産	82,559	新 株 予 約 権	20,227
そ の 他	1,255,849		
貸 倒 引 当 金	△29,087	純 資 産 合 計	9,130,804
資 産 合 計	12,133,520	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,133,520

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,599,729
売上原価		14,407,606
売上総利益		5,192,123
販売費及び一般管理費		3,917,392
営業利益		1,274,730
営業外収益		
受取利息	4,068	
有価証券利息	25,512	
受取配当金	5,678	
業務受託料	6,499	
助成金収入	11,507	
その他の	15,269	68,537
営業外費用		
支払利息	4,491	
持分法による投資損失	31,460	
デリバティブ評価損	60,013	
為替差損	388,910	
その他の	27,938	512,815
経常利益		830,452
特別利益		
自己新株予約権消却益	1,555	1,555
特別損失		
減損損失	757,700	
投資有価証券評価損	131,045	
関係会社整理損	252,396	
その他の	169,128	1,310,270
税金等調整前当期純損失(△)		△478,262
法人税、住民税及び事業税	365,356	
法人税等調整額	2,007	367,363
当期純損失(△)		△845,625
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△31,500
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△814,124

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,551,472	4,247,228	1,923,073	△856,457	9,865,316
当期変動額					
新 株 の 発 行	20,849	20,849	—	—	41,699
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)	—	—	△814,124	—	△814,124
自己株式の処分	—	—	—	19,980	19,980
連結範囲の変動	—	—	△25,068	—	△25,068
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	20,849	20,849	△839,193	19,980	△777,512
当期末残高	4,572,322	4,268,078	1,083,879	△836,477	9,087,803

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△16,670	△28,777	△45,447	12,340	35,046	9,867,256
当期変動額						
新 株 の 発 行	—	—	—	—	—	41,699
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)	—	—	—	—	—	△814,124
自己株式の処分	—	—	—	—	—	19,980
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	△25,068
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	15,230	52,989	68,220	7,887	△35,046	41,060
当期変動額合計	15,230	52,989	68,220	7,887	△35,046	△736,452
当期末残高	△1,439	24,212	22,772	20,227	—	9,130,804

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 2 月 14 日

K L a b 株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹 野 俊 成 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K L a b 株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,615,721	流 動 負 債	2,830,920
現 金 及 び 預 金	4,131,324	買 掛 金	1,375,634
売 掛 金	2,052,834	1年内返済予定の長期借入金	30,000
前 払 費 用	385,092	未 払 金	309,313
繰 延 税 金 資 産	227,498	未 払 費 用	105,027
短 期 貸 付 金	418,643	未 払 法 人 税 等	4,946
預 け 金	287,907	前 受 金	810,979
そ の 他	112,615	預 り 金	101,180
貸 倒 引 当 金	△195	賞 与 引 当 金	92,422
固 定 資 産	4,080,922	そ の 他	1,417
有 形 固 定 資 産	276,166	固 定 負 債	765
建 物	124,796	そ の 他	765
工 具、器 具 及 び 備 品	150,106		
リ ー ス 資 産	1,263	負 債 合 計	2,831,686
無 形 固 定 資 産	1,267,876	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	154,553	株 主 資 本	8,862,568
ソフトウェア仮勘定	1,112,649	資 本 金	4,572,322
そ の 他	672	資 本 剰 余 金	4,268,078
投資その他の資産	2,536,879	資 本 準 備 金	4,268,078
投 資 有 価 証 券	1,266,701	利 益 剰 余 金	858,644
関 係 会 社 株 式	240,596	そ の 他 利 益 剰 余 金	858,644
その他の関係会社有価証券	526,934	繰 越 利 益 剰 余 金	858,644
出 資 金	1,100	自 己 株 式	△836,477
関 係 会 社 出 資 金	3,500	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△16,463
長 期 貸 付 金	2,303,856	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△16,463
敷 金 及 び 保 証 金	402,793	新 株 予 約 権	18,852
繰 延 税 金 資 産	82,559		
そ の 他	18,646	純 資 産 合 計	8,864,957
貸 倒 引 当 金	△2,309,809	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,696,643
資 産 合 計	11,696,643		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,340,161
売 上 原 価		13,953,689
売 上 総 利 益		5,386,471
販売費及び一般管理費		3,765,293
営 業 利 益		1,621,178
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,144	
有 価 証 券 利 息	25,512	
受 取 配 当 金	5,678	
設 備 利 用 料	12,360	
業 務 受 託 料	6,499	
助 成 金 収 入	7,747	
そ の 他	2,636	76,578
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	394	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	31,092	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	60,013	
為 替 差 損	214,174	
そ の 他	24,633	330,308
経 常 利 益		1,367,448
特 別 利 益		
自 己 新 株 予 約 権 消 却 益	1,555	1,555
特 別 損 失		
減 損 損 失	757,700	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	877,064	
そ の 他	194,755	1,829,520
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△460,517
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	364,676	
法 人 税 等 調 整 額	2,007	366,683
当 期 純 損 失 (△)		△827,200

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	4,551,472	4,247,228	4,247,228	1,685,844	1,685,844
当期変動額					
新株の発行	20,849	20,849	20,849	—	—
当期純損失 (△)	—	—	—	△827,200	△827,200
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	20,849	20,849	20,849	△827,200	△827,200
当期末残高	4,572,322	4,268,078	4,268,078	858,644	858,644

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△856,457	9,628,088	△25,000	△25,000	10,965	9,614,052
当期変動額						
新株の発行	—	41,699	—	—	—	41,699
当期純損失 (△)	—	△827,200	—	—	—	△827,200
自己株式の処分	19,980	19,980	—	—	—	19,980
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	—	—	8,537	8,537	7,887	16,424
当期変動額合計	19,980	△765,519	8,537	8,537	7,887	△749,095
当期末残高	△836,477	8,862,568	△16,463	△16,463	18,852	8,864,957

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月14日

K L a b株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹野俊成 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K L a b株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2016年1月1日から2016年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年2月15日

K L a b 株式会社 監査等委員会

取締役	(監査等委員)	井 上 昌 治 印
取締役	(監査等委員)	吉 田 正 樹 印
取締役	(監査等委員)	松 本 浩 介 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、指名報酬委員会の諮問を受けたうえで決定し、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	真 田 哲 弥 (1964年9月10日生) 再 任	1998年9月 ㈱サイバード設立 取締役副社長 2001年3月 当社代表取締役社長CEO（現任） 2004年12月 電子金券開発㈱取締役 2005年9月 KLabセキュリティ㈱取締役会長 2009年12月 KLabGames㈱代表取締役社長 [重要な兼職の状況] KLab Global Pte. Ltd. Director and CEO KLab Entertainment㈱代表取締役	4,164,400株
2	五十嵐 洋 介 (1973年10月13日生) 再 任	2000年2月 ヴィジョンアーツ㈱入社 2003年8月 当社入社 2005年6月 当社取締役 2009年9月 当社執行役員COO 2012年9月 当社取締役副社長COO（現任） [重要な兼職の状況] 可来软件开发（上海）有限公司董事長	59,400株
3	森 田 英 克 (1974年8月14日生) 再 任	2002年3月 ㈱インデックス入社 2002年10月 当社入社 2009年9月 当社執行役員 2010年4月 当社KLabGames部長 2010年11月 当社取締役 2011年9月 当社KLabGames 1 部長 2012年9月 当社専務取締役CGO（現任） [重要な兼職の状況] 可来软件开发（上海）有限公司董事	69,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	高 田 和 幸 (1978年 8 月 20 日生) 再 任	2002年 4 月 ㈱日本経営入社 2008年 6 月 ベリリングポイント㈱ (現PwCコンサルティング合同会社) 入社 2010年 9 月 当社入社 2012年 4 月 当社経営管理部長 (現任) 2012年 9 月 当社執行役員 2015年 3 月 当社取締役経営管理部長兼IR室長 2015年 3 月 当社常務取締役CFO (現任)	10,000株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由は以下のとおりです。

(1) 真田哲弥氏は、当社創業者として、当社の精神的支柱であるとともに、強力なリーダーシップを発揮しております。また、学生時代より数々のベンチャー企業を設立し、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

このような経験、実績及びリーダーシップ等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 五十嵐洋介氏は、IT企業の経営者として豊富な実績を有しており、研究開発部門、人事、海外子会社の統括を歴任するなど国内外の企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験、実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 森田英克氏は、IT、Webサービスを中心とした豊富な経験から、当社入社以来、モバイルコンテンツの立ち上げ及び運営をした後、モバイルオンラインゲーム事業を立ち上げ、当社の主力事業に成長させた実績を兼ね備えております。

このような経験、実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

(4) 高田和幸氏は、コンサルティングファーム在職時の専門知識の会得や豊富な実務経験に加え、当社入社以来、株式公開準備、M&A、財務戦略等に従事しており、コーポレート全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験、実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

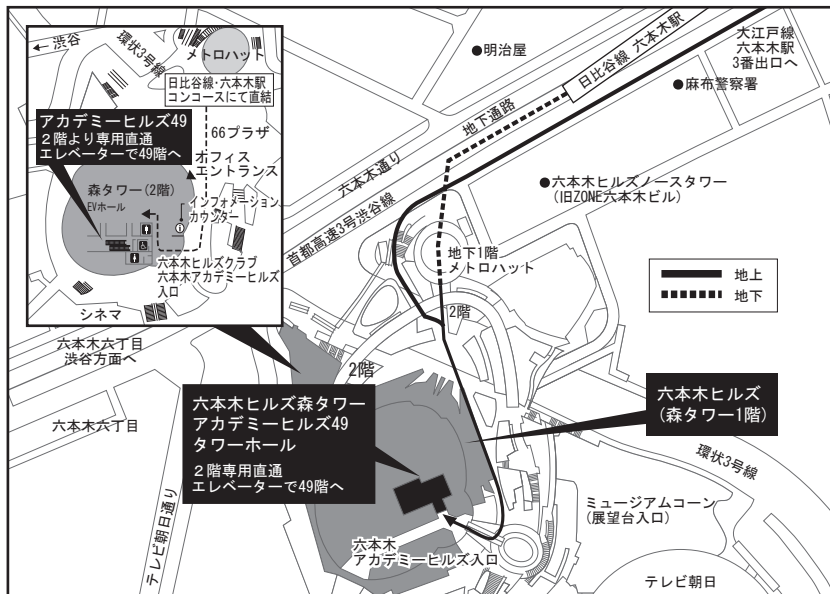
以 上

[illegible]

[illegible]

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール
連絡先 03-5771-1100 (代表)



〔交 通〕 ●東京メトロ日比谷線 六本木駅
(メトロハットへ直結) 会場まで徒歩約5分
●都営大江戸線 六本木駅
(3番出口) 会場まで徒歩約10分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産等のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。